

令和6年度 不戦試合に関して

リーグ運営委員会事務局

不戦試合の手続き cf.リーグ実施要項「順位決定」(2)

試合当日 2週間前までに、試合ができない旨の申し出があった場合

注意

- ・ 申請チームおよびその対戦チームが担当する審判・当番（試合当該チームではなく、第三者が対応する）については、**申請チームがすべて代行する**。なお、グラウンドについては、申請チームが確保し、対戦チームに承認を得ること。ただし、事情によってはチーム間での調整も可とする。
- ・ 申請チームは、所定の用紙を使い、不戦試合についての修正事項について 1週間前までに再度確認のため、**運営委員長及びリーグ運営委員会事務局**宛にメールで報告する。その際、審判・当番など、チーム間で調整した場合は、それも漏らさずに記入して報告すること。
- ・ 各期日は、期限の 24 時を期限とする。 2週間前・・・4/15(日)の試合 → 4/1(日)24 時が申請期限
- ・ 本件に関し、当日の審判や当番の不履行があった場合、その担当が申請チームのものではなかった場合でも、担当チーム同様、申請チームもリーグ実施要項に従い、処分されるものとする。

不戦試合に関して

- ・ チーム事情以外での不戦の場合（天候、施設側、連盟事情ほか）→ **運営委員長より**再試合日程を発表。
- ・ チーム事情による不戦の場合 → 基本的に不戦申請チームの不戦敗とする。
（勝点、点数）*リーグ実施要項「順位決定」(2)
- ・ ただし、運営委員会に対し、不戦試合の申請が 2週間前までに申請され、かつ、1週間前までに当日の調整を済ませ、その報告が完了している場合は再試合を認める。

再試合にあたり

- ① 11 月末までに、延期を申し入れたチームが会場・審判を手配し、相手と調整したうえで消化する。
- ② 開催については、**運営委員長及びリーグ運営委員会事務局**に対し、開催の 1 週間前までに再試合予定を報告し、開催後は結果を通常の手続きに従い**運営委員長**に報告する。
- ③ 審判について、対戦チーム以外の第三者とする。 → 日本協会認定サッカー有級審判員
- ④ 当番については、対戦する両チームより最低 1 名ずつ選出し運営にあたる。
- ⑤ 試合結果の報告は延期申請を行ったチームが実施する。
- ⑥ 11 月末までに、消化できなかった場合は、申請チームの不戦敗（勝点 0、0 - 4）とする。
12 月以降予定された試合については、再試合を認めないものとする。

以上